



# 第17回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年2月26日（水曜日）午前10時

## 開催場所

大阪府大阪市中央区平野町4-2-3  
オービック御堂筋ビル2階  
オービックホールD  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 補欠監査役1名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

株式会社オンデック

証券コード 7360

株 主 各 位

証券コード7360  
2025年2月10日  
(電子提供措置の開始日 2025年2月4日)

大阪府大阪市中央区備後町3-4-1  
**株式会社オンデック**  
代表取締役社長 久保良介

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ondeck.jp/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オンデック」または「コード」に「7360」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、郵送（書面）またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月25日（火曜日）午後7時までに議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年2月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪府大阪市中央区平野町4-2-3 オービック御堂筋ビル2階  
オービックホールD  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第17期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 補欠監査役1名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。  
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。  
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。  
◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



株主総会  
開催日時

2025年2月26日（水曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

## 株主総会にご出席いただけない場合

### 郵送による議決権行使



議決権行使期限

2025年2月25日（火曜日）午後7時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

### インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2025年2月25日（火曜日）午後7時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書面に記載しているQRコードを読み取ることで、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

### 議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

#### 議決権行使の手順について

##### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

##### ② ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

##### ③ パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

#### パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 (年末年始を除く 午前9時～午後9時)

### スマートフォン用QRコード読み取りによる 議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申しあげます。

#### 議決権行使書用紙イメージ図



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、補欠監査役の予選の効力は、当社定款の規定に基づき、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までの間であります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

まつ ふじ あき のり

**杏藤 章範** (1981年6月19日生)

■所有する当社の株式数

7,058株

### ■略歴、地位及び重要な兼職の状況

2007年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
2019年2月 当社 入社  
2019年6月 当社 経営企画室長

2019年12月 当社 経営企画室ディレクター  
2024年12月 当社 経営企画室ディレクター 兼  
コンサルティング部ディレクター（現任）

### ■補欠の監査役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な経験と専門知識に加え、当社経営企画室の長のほか、内部監査担当者を兼務しており、当社の事業内容、組織体制及び内部統制等に精通していることから、監査役としてその職務を適切に遂行できると認められることから、適任であると判断しております。

- (注) 1 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2 所有する当社の株式数には、従業員持株会における持分を含んでおります。  
3 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額について、法令の定める最低限度額とする内容の契約を締結することを予定しております。  
4 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づき、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。本議案が承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含められることになります。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あづさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂1-2-7
沿革	1971年9月 太陽監査法人設立 2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し、太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 優成監査法人と合併
資 本 金	543百万円 (2024年6月30日現在)
構 成 員	代表社員・社員（公認会計士） 95名 職員（公認会計士） 370名 その他職員 823名 合計 1,288名 (2024年9月30日現在)

### 会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は、2024年1月1日から3月31日までの間、金融庁より契約の新規締結に関する業務の停止命令を受けておりますが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高

い事案であるため、通常の監査における品質等の影響はないものと考えております。また、業務改善についてはすでに着手され、施策は概ね完了し、改善されている旨の説明を受けていることから、同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組を評価するとともに、当社における監査業務は適切かつ厳格に遂行されると判断しております。

以 上

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

株主の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。ここに、当社第17期の事業概況につきましてご報告申しあげます。

当事業年度における我が国経済は、企業収益や個人消費の持ち直しなどを背景に日経平均が最高値を更新するなど堅調な動きが見られる一方で、円安や物価の上昇などもあり、先行き不透明なリスクもみられる状況が続いております。

当社が営むM&Aアドバイザリー事業は、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化を背景とした後継者問題の深刻化や業界再編、あるいは企業成長の加速のための手法としてのM&Aが有力な選択肢として認知が進んでいることで、M&Aのニーズは高まっており、引き続き市場は堅調に拡大していくものと考えております。一方、市場の拡大に伴い、市場に対してモラルや品質の向上を求める声が高まっております。中小企業庁による「中小M&Aガイドライン」の改訂や自主規制団体である「一般社団法人M&A仲介協会」(2025年1月1日より「一般社団法人M&A支援機関協会」に改名)の設立や自主規制ルールの公表など、官民が相互に連携した取組を推進することで、健全に市場が発展していくものと考えております。

このような事業環境下で、当社は公的機関や金融機関、各種専門家等の多様な業務提携先とのネットワークの更なる拡大、強化を図るとともに、これらの業務提携先と連携してセミナーなどを実施することでM&Aニーズの取り込みに努めるなど、営業活動を積極的に進めています。また、新たに事業投資部を設立し、2024年8月に第一号案件となる投資を実行するなどグローバルな高付加価値企業の輩出を目指して、成長性のある企業への出資及びハンズオンによる成長支援を積極的に行っていく方針です。

当事業年度における成約件数は32件（前期27件）、大型案件の成約をうけて平均報酬単価が上昇したため、売上高は1,665,082千円（前期比101.4%増）となりました。売上の増加を受けて営業利益は367,009千円（前期は200,574千円の営業損失）、経常利益は367,388千円（前期は199,455千円の経常損失）、当期純利益は239,075千円（前期は152,756千円の当期純損失）となっております。また、新規受託件数は74件（前期は96件）となりました。

なお、当社は、M&Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも更なるご支援・ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申しあげます。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は400千円であり、その主な内容はオフィス設備の取得によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当期においては、手元流動性の確保を目的として、長期借入金50,000千円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 社内体制の強化

当社は今後の更なる事業拡大のため、積極的な採用等により従業員を増加させていく方針ですが、組織規模の拡大に応じた更なる社内管理体制の強化・充実が重要な課題であると認識しております。そのため、管理部門や情報システム分野の強化、内部監査の定期的な実施、経営者及び従業員に対する研修の実施、監査役と内部監査及び会計監査人との連携等を通じて、社内管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

### ② 社会的信用力の向上

M& Aは、中小企業にとって非常に高度な意思決定を伴う、経営における最高難易度の取組みのひとつであります。そのような重要な取組みの支援をお任せいただくためには、高い社会的信用力を備えることが必要となります。また、小規模・中小企業のM& Aは、大きな成長市場と目されていることから、近年は多数の競合会社の新規参入が相次いでおりますが、提供されるサービスの品質水準は玉石混交であるのが現状です。そのような状況下で、専門的知識や経験、ノウハウを活かした高品質のM& Aアドバイザリーサービスを追求し、提供することが、当社の社会的信用力の向上につながり、ひいては業界全体の健全な発展に資するものと考えております。そのために当社は、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）とOffJT（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）をミックスした効果的な人材育成体制の構築とその不断のレベルアップに注力するとともに、社内メンバー間において経験から得られた情報や知識（ナレッジ）を共有するしくみ等を整備することで、サービス品質の維持向上に努め、社会的信用力の向上につなげてまいります。

### ③ 人材の確保と育成

当社は、上述のとおり、高品質なM&Aアドバイザリーサービスの提供を目指しておりますが、そのためには専門性の高い経験豊富な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。

人材の育成体制の更なる強化を目指し、継続的な研修制度のブラッシュアップや採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、高品質なサービスを提供できる人材の育成に努めてまいります。

### ④ 譲渡案件のソーシング・マッチング力の強化

高品質なM&Aアドバイザリーサービスの提供が、当社が最も重要視する事項であり、その結果、過去に提供したサービス水準のクオリティに満足した顧客又はその支援者（金融機関、士業等専門家）からの紹介案件が多いことが当社の特徴であると考えておりますが、M&Aアドバイザリーサービスのクオリティの更なる向上と並行して、現在協業関係にある金融機関及び士業等専門家、経営コンサルタント、投資会社等との双方向連携の強化によって信頼関係向上を図り、優良案件の獲得を継続してまいります。

また、譲渡候補企業に直接アプローチを行う営業手法の拡充やWebプラットフォームの構築を図ることで、更なる優良案件の獲得とマッチング精度の向上を目指してまいります。

## ⑤ 案件管理体制の構築

当社は、譲渡希望者の社内システムへの登録から案件化フェーズ、マッチングフェーズ、エグゼキューションフェーズに至る主要プロセスやサブプロセスにおける進捗、把握した課題及びその解決状況等を社内メンバーに適時に共有し、意見を交換することで総合力の発揮を図り、また、専門知識を活かすための適切な案件担当者の配置（アサインメント）とナレッジの共有を行うことで、高品質なサービスを均質的に提供しうる体制の整備を進めております。また同時に、これらの管理体制を充実させることで、成約率の向上や、クロージング時期を適切に把握できる体制の構築を目指しております。

当社は、週に一度の案件進捗報告と課題解決のための会議を行い、M&A案件の経験が豊富な経営陣に加え、各分野の専門家（公認会計士、弁護士等）より様々な観点から案件の進行プロセスやストラクチャ等に対する見解を出し合い、進捗状況の共有を行っております。併せて、案件毎に想定されるクロージング時期が適切か否かの見直しを行っておりますが、M&Aは譲渡企業にとっても買収企業にとっても重要な、高度の意思決定事項であることから、当社のコントロールが及ばない領域の諸要因により、スケジュールが当初計画に比して遅延する場合があります。

今後、更なる品質の維持向上と、生産性の向上による成約までの期間の短縮を目的とした機能分化を含む組織体制の変更など案件管理体制の強化を推進してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

	第14期 2021年11月期	第15期 2022年11月期	第16期 2023年11月期	第17期 (当事業年度) 2024年11月期
売上高	778,759千円	1,339,199千円	826,656千円	1,665,082千円
経常利益又は経常損失（△）	36,362千円	213,421千円	△199,455千円	367,388千円
当期純利益又は当期純損失（△）	22,791千円	151,316千円	△152,756千円	239,075千円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）	8.06 円	52.84 円	△55.00 円	91.48 円
総資産	1,330,166千円	1,774,963千円	1,024,348千円	1,680,168千円
純資産	1,120,054千円	1,271,320千円	865,142千円	1,104,182千円
1株当たり純資産額	391.15 円	443.98 円	331.02 円	422.49 円

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

事業	事業内容
M&Aアドバイザリー事業	企業が買収や合併を行う際に譲渡希望者と買収希望者の仲介、又はいずれか一方のフィナンシャルアドバイザーとして助言を行うものであります。

## (8) 主要な営業所

名称	所在地
大阪本社	大阪府大阪市中央区備後町3-4-1 EDG E備後町3F
東京オフィス	東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターティー15F

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
55名	△4名

(注) 従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員及び人材会社からの派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社四国銀行	46,668千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,863,500株 (自己株式249,965株を含んでおります)
- (3) 株主数 1,054名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
久保 良介	778,900株	29.80%
船戸 雅夫	778,900株	29.80%
光通信株式会社	196,600株	7.52%
株式会社ペイフォワード	150,000株	5.74%
株式会社タケオホールディングス	81,000株	3.10%
オンデック従業員持株会	49,316株	1.89%
8G HOLDINGS株式会社	32,500株	1.24%
上田八木短資株式会社	23,300株	0.89%
株式会社SBI証券	21,168株	0.81%
有限会社堀田ビジネス商会	16,000株	0.61%

(注) 持株比率は、自己株式249,965株を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第1回新株予約権
発行決議日	2020年5月28日
新株予約権の数	1,984個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 59,520株 (新株予約権1個につき30株)
新株予約権の発行価額	1個当たり0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,589円
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2030年5月28日

(注) 新株予約権の主な行使条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社関連会社の役員及び従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
久保 良介	代表取締役社長	
船戸 雅夫	代表取締役副社長 提携推進部 マネージングディレクター	
山中 大輔	取締役東京オフィス長 兼 M&Aアドバイザリー部 マネージングディレクター	
大西 宏樹	取締役 管理部マネージングディレクター	大勝フーズ株式会社 社外取締役
山根 太郎	取締役	株式会社ミラタップ 代表取締役社長 株式会社グッドニュース 社外取締役
村田 健一郎	常勤監査役	
森山 弘毅	監査役	野村綜合法律事務所 パートナー
野村 政市	監査役	朝日税理士法人 代表社員 誠光監査法人 代表社員 野村公認会計士事務所 代表 株式会社ナード研究所 監査役

- (注) 1 山根太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2 村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3 当社は、東京証券取引所に対し、山根太郎氏、村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏の4名を独立役員として届け出ております。  
 4 野村政市氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 ① 2024年2月22日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、取締役谷井等氏は任期満了により退任いたしました。  
 ② 2024年2月22日開催の第16回定時株主総会において、山根太郎氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役山根太郎氏、監査役村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の役員等（取締役、監査役及び管理職従業員）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

なお、当該役員等賠償責任保険契約によっても被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因するものや、犯罪行為と認識しながら行った行為等に起因する賠償責任については補填の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)	
			基本報酬	賞与
取締役 (社外取締役を除く)	4人	93,000	63,000	30,000
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外取締役	2人	2,600	2,600	—
社外監査役	3人	12,720	12,720	—

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年10月29日開催の臨時株主総会決議により、年額300,000千円以内であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2019年2月26日開催の定時株主総会決議により、年額30,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬規程、監査役会規程及び監査役監査基準により、取締役及び監査役の報酬は株主総会で定めた上限金額の範囲内で決定することとしております。

各役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役の基本報酬と賞与については業績・財務状況や各取締役の貢献度、業績目標の達成度等を総合的に判断して取締役会にて個人別の報酬額を決定することとしております。当事業年度の各取締役の報酬額は、上記の方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

監査役については、常勤・非常勤の別や監査業務分担状況等を考慮して監査役で協議のうえ、個人別の報酬額を決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名	区分	重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
山根太郎	取締役	株式会社ミラタップ 代表取締役社長 株式会社グッドニュース 社外取締役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。
森山弘毅	監査役	野村綜合法律事務所 パートナー	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。
野村政市	監査役	朝日税理士法人 代表社員 誠光監査法人 代表社員 野村公認会計士事務所 代表 株式会社ナード研究所 監査役	重要な取引その他の開示すべき関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 山根 太郎	2024年2月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回中10回に出席いたしました。長年にわたる企業経営の経験で培った知見を活かし、経営全般に関わる事項や、内部統制に関する事項等、多角的見地から有用な指摘、意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するために社外取締役としての役割を果たしております。
監査役 村田 健一郎	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席いたしました。銀行勤務・企業経営・管理担当取締役経験等多くの経験から得た知識と、常勤監査役であることから当社を日常的に監査する立場から経営全般に関する事項や内部統制に関する事項に加え、日常業務に関する適時的確な指摘と意見を述べております。また、監査役会のみならず、社外役員全体のコミュニケーションを図る機会を積極的に設けるなど、社外監査役としての役割を果たしております。
監査役 森山 弘毅	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的知識と経験から特に法令面、コンプライアンス面での有用な指摘と意見を述べるなど、社外監査役としての役割を果たしております。
監査役 野村 政市	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的知識と経験から特に会計、財務及び内部統制に関する有用な指摘と意見を述べるなど、社外監査役としての役割を果たしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会が同意した理由

	報酬等の額
a. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,600千円
b. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	14,600千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬額と金融商品取引法等に基づく監査の報酬等とを区分しておらず、また実質的に区分できないため、a.の報酬等の額には金融商品取引法等に基づく監査の報酬等の額が含まれています。
- 2 監査役会は取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な情報を入手し、その報告を受けて、前事業年度の監査計画と実績の比較や当社の規模、事業特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいづれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの整備を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社が企業としての社会的責任を果たし、職務の遂行が適法かつ適切であることを確保するため、企業理念・ビジョン・行動原理を掲げ、具体的な行動指針を規定しこれを遵守するとともに、社内に浸透させるための施策を継続的に実施する。
- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、規程に基づき会社運営を行う。
- ・取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に従い各取締役が職務を遂行していることを監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席する等の方法により、取締役の職務執行を監査する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- ・営業秘密の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「情報管理規程」、「情報システム管理運用規程」及び「個人情報取扱規程」並びに「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の危機回避及び危機が発生した場合における被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント体制の構築に努める。
- ・「リスクマネジメント委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
- ・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策等の検討を行い、取締役会との速やかな連携を図り、事態の早期解決に努める。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、事業年度の経営方針、計画を定めこれらに基づき職務を執行・結果分析と対応方法の検討などを円滑に実施する。
- ・意思決定の迅速化のため、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。

**⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ・当社が企業としての社会的責任を果たし、職務の遂行が適法かつ適切であることを確保するため、企業理念・ビジョン・行動原理を掲げ、具体的な行動指針を規定しこれを遵守するとともに、社内に浸透させるための施策を継続的に実施する。
- ・使用人は「コンプライアンス規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。
- ・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項**

- ・監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、当社の使用者から監査役補助者を任命する。
- ・監査役の職務を補助すべき使用者の職務が円滑に行われるため、当該使用者の業務の遂行、業務量、人事評価等の体制整備に努めるとともに、当該使用者の人選、人事異動、人事評価及び懲戒等については監査役会と事前に協議し、同意を得ることとする。

**⑦ 監査役の使用者に対する指示の実効性に関する事項**

- ・当該使用者は監査役の指揮命令下に置き、労務管理を行うものとし、その人事についても監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

**⑧ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制**

- ・監査役は取締役会のほか、重要会議への出席を通じて取締役及び使用者からの報告を受ける。
- ・監査役と内部監査との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請する。

- ⑨ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・監査役に対して通報等を行った者は、そのことを理由としていかなる不利益な取扱いを受けない旨、内部通報規程により規定し、社内ポータルページにてその旨を記載・周知することを徹底する。
  - ・監査役は通報等を行った者が不利益な扱いを受けないことが確保されているかを確認する。
- ⑩ **監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項**
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求した時は、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
  - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を隨時報告する。
  - ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携を図る環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
  - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- ⑫ **反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方**
- ・「反社会的勢力対策規程」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備・確立する。
  - ・反社会的勢力排除に対する対応方法については「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、役職員に対する周知を行い、暴力追放運動推進センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した責任者を配置するとともに、万一不当要求等が生じた際には所管警察や顧問弁護士等と協力し、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適正を確保し、取締役の職務執行の効率性を維持しつつ、適正性を高めるために、社外取締役を1名選任しております。
- ② 会社のリスクを適時適切に分析し、その対応策を検討するとともに、対応の結果を検討する等の目的でリスクマネジメント委員会を四半期に一度開催しております。また、役職員のコンプライアンス意識を高めるため、法令等に関する基礎的な研修から法令改正への対応研修等も含めた研修計画を策定・実施するほか、内部監査結果の共有、内部通報制度の利用状況報告、企業理念等浸透施策の立案、適時適切な規程類の改訂検討等を行うコンプライアンス委員会を四半期に一度開催しております。
- ③ 監査役は、その全員を社外監査役としており、より実効性のある監査が行われる体制としております。監査役会は14回開催され、監査役は全て出席しております。
- ④ 監査役は、監査役会において定めた監査役監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長、他の取締役、社外取締役を含めた社外役員、内部監査担当者、会計監査人、当社の使用人との間で意見交換会を実施しており、意見や情報の交換を行うことで連携を図りながら効果的な監査を実施しております。
- ⑤ 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、自己が所属する部門を除く各部門への監査を相互に実施しており、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

貸借対照表  
(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,401,708</b>	<b>流動負債</b>	<b>516,853</b>
現金及び預金	888,558	1年以内返済の長期借入金	9,996
売掛金	476,871	未払金	270,686
その他	36,478	未払費用	37,480
貸倒引当金	△200	賞与引当金	13,547
<b>固定資産</b>	<b>278,459</b>	未払法人税等	94,491
<b>有形固定資産</b>	<b>52,191</b>	未払消費税等	86,333
建物	43,624	その他	4,318
工具、器具及び備品	8,566	<b>固定負債</b>	<b>59,132</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>163</b>	長期借入金	36,672
ソフトウエア	163	資産除去債務	22,460
<b>投資その他の資産</b>	<b>226,105</b>	<b>負債合計</b>	<b>575,985</b>
投資有価証券	102,725	<b>(純資産の部)</b>	
従業員に対する長期貸付金	702	<b>株主資本</b>	<b>1,104,182</b>
差入保証金	64,730	<b>資本金</b>	<b>372,722</b>
繰延税金資産	57,765	<b>資本剰余金</b>	<b>280,722</b>
その他	182	資本準備金	280,722
<b>資産合計</b>	<b>1,680,168</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>704,245</b>
		その他利益剰余金	704,245
		繰越利益剰余金	704,245
		<b>自己株式</b>	<b>△253,507</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,104,182</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,680,168</b>

**損益計算書**  
 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,665,082
売上原価	704,791
売上総利益	960,290
販売費及び一般管理費	593,281
営業利益	367,009
<b>営業外収益</b>	
還付加算金	386
受取利息	158
その他	12
	557
<b>営業外費用</b>	
支払利息	177
自己株式取得費用	0
経常利益	178
<b>特別損失</b>	
投資有価証券評価損	10,000
<b>税引前当期純利益</b>	357,388
法人税、住民税及び事業税	80,838
法人税等調整額	37,474
<b>当期純利益</b>	118,312
	239,075

**株主資本等変動計算書**  
(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
				繰越利益 剰余金	
当期首残高	372,722	280,722	280,722	465,169	465,169
当期変動額					
自己株式の取得					
当期純利益				239,075	239,075
当期変動額合計	—	—	—	239,075	239,075
当期末残高	372,722	280,722	280,722	704,245	704,245

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△253,471	865,142	865,142
当期変動額			
自己株式の取得	△35	△35	△35
当期純利益		239,075	239,075
当期変動額合計	△35	239,039	239,039
当期末残高	△253,507	1,104,182	1,104,182

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016年11月30日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるM&Aアドバイザリー事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

- ・基本合意報酬

譲渡希望者と買収希望者の間で基本合意（独占交渉権の付与等を含む）がなされ、当社と顧客の間で締結した契約に定める基本合意に関する支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

- ・成功報酬

譲渡希望者と買収希望者の間で株式譲渡等の最終契約が締結され、当社と顧客の間で締結した契約に定める株式譲渡等に関する支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

### II. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	57,765千円
--------	----------

#### 2. 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積っております。当社は、過去の実績等に基づき、新規受託件数、案件成約率及び平均売上単価等に一定の仮定を置いて将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産金額に重要な影響を与える可能性があります。

### III. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 17,581千円

### IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 2,863,500株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数  
普通株式 249,965株
3. 当事業年度中に行つた剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 99,180株

### V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払事業税	7,096千円
未払金	35,416 //
資産除去債務	6,868 //
税務上の繰越欠損金	14,995 //
その他	9,070 //
繰延税金資産小計	73,447千円
評価性引当額	△9,987 //
繰延税金資産合計	63,459千円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	5,694千円
繰延税金負債合計	5,694千円
繰延税金資産純額	57,765千円

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

差入保証金は、賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、差入先の信用リスクに晒しております。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒しております。

投資有価証券は、市場価格のない投資有価証券であり、発行体の財務状況等の変動リスクに晒しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とともに、支払期日を1ヶ月以内に設定する等回収の早期化により、リスクを低減しております。また、差入保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、各部署からの報告に基づき管理部が月単位で入出金管理表を作成・更新するとともに、十分な手元流動性を維持すること等によりリスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	64,730	59,768	△4,962
資産 計	64,730	59,768	△4,962
長期借入金 (1年以内返済予定分を含む)	46,668	46,668	—
負債 計	46,668	46,668	—

- ※ 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※ 2. 重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。
- ※ 3. 市場価格がない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	金額
非上場株式	102,725

(注) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	9,996	9,996	9,996	9,996	6,684	—

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	59,768	—	59,768
資産 計	—	59,768	—	59,768
長期借入金	—	46,668	—	46,668
負債 計	—	46,668	—	46,668

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

償還予定期間を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利で借り入れを行っており、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## VIII. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、M&Aアドバイザリー事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
基本合意報酬	65,258
成功報酬	1,560,130
その他	39,693
合計	1,665,082

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

当社の取引に関する通常の支払条件は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に支払期日が到来するものであり、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

**IX. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額 422円49銭

1株当たり当期純利益 91円48銭

**X. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年1月14日

株式会社オンデック  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北村圭子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンデックの2023年12月1日から2024年11月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月20日

株式会社オンデック 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 村田 健一郎 

社外監査役 森山 弘毅 

社外監査役 野村 政市 

以上

## 定時株主総会会場ご案内図



### 会場

大阪府大阪市中央区平野町4-2-3  
オービック御堂筋ビル2階  
オービックホールD



### 交通のご案内

地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅②番出口から徒歩4分  
地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅⑬番出口から徒歩3分  
京阪電車「淀屋橋」駅③番出口から徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

